

不審者対応マニュアル

【不審者への対応】

- ① 不審者として認識（人権に配慮する）
 - ・不審者との距離を **1.0～1.5m** に保ち、動きに十分注意して「どちら様ですか」「何かご用ですか」など丁寧に訪問の用件等を聞く。
 - ・身元が不明な場合は、**名刺など身分証にかわるものをいただき**、責任者につなぐ。
- ② 不審者との直接対応
 - ・**対応は複数で行い**、他の職員は周辺の安全な避難ルートの確認や、避難場所の確保にあたる。（対応者は、**おかしいと感じたら、すぐに応援を呼ぶ。**）
 - ・相手を無用に刺激せず、落ち着いて話しかける。
 - ・**直ちに退出するように促す**。応じない時は、警察の到着まで時間を稼ぐ。
 - ・刃物など危険物を所持している場合は、机、イスなどで距離をおき、児童を避難させ、応援を待つ。
- ③ 避難した場所では、再度人数確認を行い、入り口等は職員が巡回し、安全確保に努める。
- ④ **危険物を所持している場合は、すぐに（110番）にかける。**
- ⑤ 支援中の場合
 - ・職員は人員を確認する。（トイレ・各部屋）
 - ・動揺せず、不審者のいる場所から安全な避難ルートを想定し、児童にも説明し指示を待つ。

【けが人が出た場合】

- ① けが人に対して
 - ・けが人が出て救急車で搬送する場合（**119番**）は、**必ず添乗する。**
※可能であれば、付き添いと連絡者の**2名**・保護者には、「病院名」「けがの状況」等を連絡し、病院まで来てもらう。
- ② その他の児童に対して
 - ・**児童を帰宅させるかどうか**を検討し、判断する。
 - ・帰宅させる場合は、直ちに保護者に連絡する。
 - ・保護者が不在の場合には、施設に留め置き、安全を確保する。

【事後対応】

- ① 福祉局に連絡する。（**大阪市福祉局 障害者施策部 運営指導課 06-6241-6527**）
- ② 児童の心のケアを行う。
- ③ 保護者へは丁寧に説明する。

【郊外外出時における不審者情報への対応】

- ① 緊急時の「避難集合場所」や「連絡方法」について確認しておく。
- ② 職員は、スマホを携帯する。
- ③ 状況に応じて警察へ通報する。
- ④ 児童避難誘導（人数確認）安全な避難ルートを確保する。
- ⑤ 安全確認後に、事業所・保護者へ報告する。

不審者発見

発見者

退所を要請！

退所したら

再侵入の阻止

退所しない場合！

指導員（複数）

不審者対応

- ・ 児童と不審者のあいだに入り、防御につとめる
- ・ 手元にあるものを用いて不審者の移動を阻止、隔離する

警察の到着

- ・ けが認の確認、応急処置
- ・ 必要な場合 **119番通報**

指導員（2名）

- ・ 救急車で病院へ搬送する
- ・ 可能なら2名（付き添い、連絡）

指導員

連絡・通報

- ・ 警察に通報 **(110)**
- ・ 福祉局に連絡

- ・ 救急車に通報 **(119)**
- ・ 保護者に連絡

- ・ 福祉局に連絡
- ・ 児童の心のケア
- ・ 保護者への説明

指導員

児童対応

- ・ 児童に避難を指示する（必要なら大声で）

- ・ 児童の安全を確保し、待機する

- ・ 安全を確保し、退所させる

福祉局運営指導課

06-6241-6527